

河内 キヨ 高橋 フエ 若生 キクノ 遠藤 カノ  
 三浦 ミサヲ 堺 キヨ 菊地 ツネ 山口 マツエ

同組合の綱領主義は素より友愛會の分身たる組合と、實質上何等の相違を有するものに非ざるは言を俟たず。組合は又組合單獨に相互救済をなし來れり。紡織労働組合押上支部共濟會規則左の如し。

### 紡織労働組合押上支部共濟會規則

- 第一條 本共濟會ヲ紡織労働組合押上支部共濟會ト稱シ紡織労働組合押上支部ニ屬スル組合員及準組合員ヲ以テ組織ス
- 第二條 本共濟會ハ組合員及準組合員相互扶助スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本共濟會ノ事務ハ本組合押上支部常任幹事之ヲ管掌ス
- 第四條 本共濟會ハ組合員及準組合員ヨリ毎月徴收シタル組合費ノ中ヨリ一定ノ金額ヲ撥出シタルレヒノヲ以テ救済基金トス
- 第五條 本規則ニ依リ救済又ハ贈與ヲ受クル組合員ハ三箇月以上準組合員ハ二箇月以上組合費ヲ納付シタルコトヲ要ス
- 第六條 本組合ヲ脱退シ若クハ除名セラレタル者ニシテ再ヒ本組合ニ加入ヲ許可セラレタル場合ト雖過及ノ效力ヲ有セス
- 第七條 本規則ニ依リ救済又ハ贈與スヘキ事項ニ對シ支出スヘキ金額 救済基金ヨリ超過シタル場合ニハ其不足額ハ其月ニ限リ組合員及準組合員ヨリ臨時増徴シテ其費ニ充ツルモノトス
- 第八條 前條ノ増徴額ハ幹事會ニ於テ之ヲ決定ス
- 前項ノ決定額ニ對シテハ組合員及準組合員ハ抗議ヲトスコトヲ得ル第七條ノ増徴ヲ拒ミタリ組合員及準組合員ハ本組合ヨリ之ヲ除名ス
- 第九條 組合員又ハ準組合員カ自己ノ都合ニ依リ又ハ兵役ノタメ一箇月以上休業スル場合ニハ庶務係ニ届ケ出ツヘシ

前項ノ届出テカ正常ナモント幹事會ニ於テ認めタル時ハ其期間組合費ヲ免除ス但シ其期間救済又ハ贈與ヲ受クルコトヲ得ス

第十條 組合員カ死亡シタル時ハ金四十圓ヲ遺族ニ贈與ス

第十一條 組合員ノ配偶者カ死亡シタル場合ハ金十二圓ヲ救済ス

第十二條 組合員ノ父母又ハ子女カ死亡シタル場合ハ金五圓ヲ救済ス但シ組合員同居シツ、アル者ニ限ル

前項ノ父母 組合員カ法定上扶養ノ義務アルコトヲ要シ子女ハ生後一ヶ月以内ニ死亡シタル場合ハ金三圓ヲ救済スルモノトス

第十三條 準組合員カ死亡シタル場合ハ金十圓ヲ遺族ニ贈與ス

第十四條 準組合員ノ父母配偶者ニハ子女カ死亡シタル場合ハ金二圓ヲ救済ス

第十五條 組合員カ創傷又ハ疾病ノタメ休業シタル場合ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ救済ス

(一) 創傷休業ノ場合	(ロ) 以下ハ再救済トス		
イ、二十日以上	金 四 圓	ロ、三十日以上	金 三 圓
ハ、五十日以上	金 五 圓	ニ、七十日以上	金 五 圓
(二) 疾病休業ノ場合	(ロ) 以下ハ再救済トス		
イ、二十日以上	金 八 圓	ロ、三十日以上	金 五 圓
ハ、五十日以上	金 十 圓	ニ、七十日以上	金 十 圓
ホ、九十日以上	金 十 圓		

第十六條 準組合員カ創傷又ハ疾病ノ爲メ休業シタル場合ハ休業日數二十日毎ニ金四圓宛救済ス但シ五回ヲ以テ限リトス

第十七條 組合員又ハ準組合員カ前二條ノ救済ヲ受クル期間組合費ヲ免除ス

第十八條 組合員又ハ準組合員カ第十五條第十六條ニ依リ三回以上再救済ヲ受ケタル場合ニハ其ノ最後ノ救済ヲ受ケタル月ヨリ六ヶ月

以上經過スルニアラザレハ更ニ同條ノ救済ヲ受クルコトヲ得サルモノトス

第十九條 組合員又ハ準組合員カ轉地療養ヲ爲シタル場合ニハ第十五條第十六條ヲ適用セス但シ理事ハ幹事會ノ承認ヲ經テ第十五條第